

動物の一時預かりボランティア設置要領

1 目的

この要領は、沿岸広域振興局保健福祉環境部宮古保健福祉環境センター・宮古保健所（以下「当所」という。）が捕獲又は引取りした幼齢の犬又は猫のうち、宮古保健所動物抑留所では飼養が困難な動物について、譲渡可能な日齢に達するまでの飼養管理を地域住民の協力を得て実施することにより、動物の生存機会の拡大及び動物愛護思想の普及啓発を図ることを目的とする。

2 ボランティアの活動

- (1) 「一時預かりボランティア」とは、次の法令に基づき、当所が捕獲又は引取りをした幼齢の犬又は猫で、宮古保健所動物抑留所での飼養が困難と認められるものについて、譲渡可能な日齢に達するまでの間、対価を受けることなく、一時的な飼養管理のための預かり（以下「一時預かり」という。）を行う者をいう。
 - ア 動物の愛護及び管理に関する条例第 14 条第 1 項
 - イ 動物の愛護及び管理に関する法律第 35 条第 1 項
 - ウ 動物の愛護及び管理に関する法律第 35 条第 3 項
 - エ 動物の愛護及び管理に関する法律第 36 条第 2 項
- (2) 一時預かりボランティア（以下「ボランティア」という。）は「一時預かり依頼書・同意書」（様式第 1 号）による当所からの依頼に基づき、一時預かりを行う。
- (3) 一時預かりの期間は、原則として、概ね生後 56 日までの間において、ボランティアが希望する期間とする。
- (4) 一時預かりのために必要な次の物品は、当所が貸与するものとする。
 - ア 動物用ケージ
 - イ ペットフード及び関連物品（猫用ミルク、固形飼料、哺乳瓶、食器等）
 - ウ ペットシート
 - エ タオル、猫用トイレその他当所が所有する消耗品のうち、ボランティアの活動に必要と認められるもの
- (5) ボランティアは、一時預かり中の動物について「動物健康管理台帳」（様式第 2 号）により、管理状況等について記録するものとする。
- (6) ボランティアは、当所から動物の引渡しを求められたときは、動物及び貸与された物品について、「動物健康管理台帳」（様式第 2 号）とともに、当所あて引き渡すものとする。
- (7) ボランティアは、一時預かり中に不測の事態が生じた場合は、速やかに当所に連絡し、当所からの指示に従うものとする。

3 ボランティアの登録

- (1) ボランティアは、当所管内に在住する 20 歳以上の者であって、動物の適正飼養と愛護の推進に熱意と識見を有することを要件とする。
- (2) 沿岸広域振興局保健福祉環境部宮古保健福祉環境センター所長は、「一時預かりボランティア登録申請書」（様式第 3 号）を提出したボランティア希望者の中から選考の上、6 名を上限として「ボランティア登録簿」（様式第 4 号）に登録を行う

ものとする。

(4) ボランティアの登録期間は、登録した日から当該年度の末日までとする。

(5) 沿岸広域振興局保健福祉環境部宮古保健福祉環境センター所長は、ボランティアが次のいずれかに該当する場合は、登録期間中であっても登録を抹消することができる。

ア ボランティア活動を実施することに支障があり、又はこれに堪えない場合

イ ボランティアとしてふさわしくない行為をした場合

ウ 「ボランティア辞任届」(様式第5号)により辞任の申し出があった場合

4 その他

この要領に定めるもののほか、ボランティアについて必要な事項は、別に沿岸広域振興局保健福祉環境部宮古保健福祉環境センター所長が定める。

(様式第1号：一時預かり依頼書・同意書)

令和 年 月 日

一時預かりボランティア

様

沿岸広域振興局保健福祉環境部
宮古保健福祉環境センター所長

一時預かり依頼書

沿岸広域振興局保健福祉環境部宮古保健福祉環境センター・宮古保健所が捕獲又は引取りした幼齢の犬又は猫について、次のとおり、一時預かりを依頼します。

記

1 一時預かりを依頼する動物

管理番号	種類	性別
	子犬・子猫	オス・メス・不明
	子犬・子猫	オス・メス・不明
	子犬・子猫	オス・メス・不明
	子犬・子猫	オス・メス・不明
	子犬・子猫	オス・メス・不明
	子犬・子猫	オス・メス・不明
	子犬・子猫	オス・メス・不明

2 一時預かりを依頼する期間

令和 年 月 日（同意年月日）から令和 年 月 日まで

3 貸与物品

- (1) 動物用ケージ： 個
(2) ペットフード（ ）
(3) ペットシーツ： 枚
(4) その他（ ）

一時預かり同意書

上記の依頼について、同意します。なお、動物の一時預かりに当たっては、一時預かりボランティア登録申請書（令和 年 月 日提出）の誓約事項を遵守します。

同意年月日 令和 年 月 日

ボランティア氏名

(様式第2号：動物健康管理台帳)

管理番号：

動物の種類		□子犬 □子猫			
保管開始年月日		令和 年 月 日			
動物の写真		動物の特徴等			
毎日の管理状況と健康管理					
日数	ケージNo.	食欲・元気	便	尿	備考【投薬, 特記事項】
例 1	1/1(月)	良・不良	良・不良(水様)	良・不良(血混)	摂水不良
1	/ ()	良・不良	良・不良()	良・不良()	
2	/ ()	良・不良	良・不良()	良・不良()	
3	/ ()	良・不良	良・不良()	良・不良()	
4	/ ()	良・不良	良・不良()	良・不良()	
5	/ ()	良・不良	良・不良()	良・不良()	
6	/ ()	良・不良	良・不良()	良・不良()	
7	/ ()	良・不良	良・不良()	良・不良()	
8	/ ()	良・不良	良・不良()	良・不良()	
9	/ ()	良・不良	良・不良()	良・不良()	
10	/ ()	良・不良	良・不良()	良・不良()	
11	/ ()	良・不良	良・不良()	良・不良()	
12	/ ()	良・不良	良・不良()	良・不良()	
13	/ ()	良・不良	良・不良()	良・不良()	
14	/ ()	良・不良	良・不良()	良・不良()	
15	/ ()	良・不良	良・不良()	良・不良()	
16	/ ()	良・不良	良・不良()	良・不良()	
17	/ ()	良・不良	良・不良()	良・不良()	
18	/ ()	良・不良	良・不良()	良・不良()	
19	/ ()	良・不良	良・不良()	良・不良()	
20	/ ()	良・不良	良・不良()	良・不良()	
21	/ ()	良・不良	良・不良()	良・不良()	
22	/ ()	良・不良	良・不良()	良・不良()	
23	/ ()	良・不良	良・不良()	良・不良()	
24	/ ()	良・不良	良・不良()	良・不良()	
25	/ ()	良・不良	良・不良()	良・不良()	

管理番号:

毎日の管理状況と健康管理					
日数	ケージNo.	食欲・元気	便	尿	備考【投薬, 特記事項】
例 1	1/1(月)	良・不良	良・不良(水様)	良・不良(血混)	摂水不良
26	/ ()	良・不良	良・不良()	良・不良()	
27	/ ()	良・不良	良・不良()	良・不良()	
28	/ ()	良・不良	良・不良()	良・不良()	
29	/ ()	良・不良	良・不良()	良・不良()	
30	/ ()	良・不良	良・不良()	良・不良()	
31	/ ()	良・不良	良・不良()	良・不良()	
32	/ ()	良・不良	良・不良()	良・不良()	
33	/ ()	良・不良	良・不良()	良・不良()	
34	/ ()	良・不良	良・不良()	良・不良()	
35	/ ()	良・不良	良・不良()	良・不良()	
36	/ ()	良・不良	良・不良()	良・不良()	
37	/ ()	良・不良	良・不良()	良・不良()	
38	/ ()	良・不良	良・不良()	良・不良()	
39	/ ()	良・不良	良・不良()	良・不良()	
40	/ ()	良・不良	良・不良()	良・不良()	
41	/ ()	良・不良	良・不良()	良・不良()	
42	/ ()	良・不良	良・不良()	良・不良()	
43	/ ()	良・不良	良・不良()	良・不良()	
44	/ ()	良・不良	良・不良()	良・不良()	
45	/ ()	良・不良	良・不良()	良・不良()	
46	/ ()	良・不良	良・不良()	良・不良()	
47	/ ()	良・不良	良・不良()	良・不良()	
48	/ ()	良・不良	良・不良()	良・不良()	
49	/ ()	良・不良	良・不良()	良・不良()	
50	/ ()	良・不良	良・不良()	良・不良()	
51	/ ()	良・不良	良・不良()	良・不良()	
52	/ ()	良・不良	良・不良()	良・不良()	
53	/ ()	良・不良	良・不良()	良・不良()	
54	/ ()	良・不良	良・不良()	良・不良()	
55	/ ()	良・不良	良・不良()	良・不良()	

(様式第3号：ボランティア登録申請書)

一時預かりボランティア登録申請書

沿岸広域振興局保健福祉環境部宮古保健福祉環境センター・宮古保健所が捕獲又は引取りした幼齢の犬又は猫を一時預かりするに当たり、次の事項を遵守することを誓約し、ボランティア登録したいので申請します。

誓約事項

- 1 一時預かりする動物は善良な注意をもって誠実に管理し、事故、疾病、失踪、死亡、損傷その他不測の事態が生じた場合は、速やかに沿岸広域振興局保健福祉環境部宮古保健福祉環境センターに連絡します。
- 2 一時預かり中の動物に関する事故について、沿岸広域振興局保健福祉環境部宮古保健福祉環境センターに対し、一切、責任、弁償及び弁済を求めません。
- 3 動物の一時預かりに当たって知り得た情報は、他人に漏らしません。
- 4 動物の一時預かり終了後、対象動物に対して行われた行為について、沿岸広域振興局保健福祉環境部宮古保健福祉環境センターに対し、異議を申し立てません。
- 5 一時預かり中の動物は、沿岸広域振興局保健福祉環境部宮古保健福祉環境センターの許可なく第三者へ譲り渡しません。
- 6 動物の一時預かりに関し、沿岸広域振興局保健福祉環境部宮古保健福祉環境センターから指示があった場合は、それに従います。

令和 年 月 日

沿岸広域振興局保健福祉環境部宮古保健福祉環境センター所長 様

氏名
生年月日
住所
連絡先 自宅電話
携帯電話
FAX 番号
E-MAIL

印

飼養環境	飼養場所の住所	
	飼養場所の状況	<input type="checkbox"/> 一戸建（持ち家・借家） <input type="checkbox"/> 集合住宅 <input type="checkbox"/> その他（ ）
	同居人・管理人等の同意	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
	ペットの飼養状況	<input type="checkbox"/> 飼っている（ <input type="checkbox"/> 犬 頭、 <input type="checkbox"/> 猫 頭、 <input type="checkbox"/> その他 : 頭） <input type="checkbox"/> 飼っていない
	動物の飼養経験	<input type="checkbox"/> あり（ <input type="checkbox"/> 犬、 <input type="checkbox"/> 猫、その他： ） <input type="checkbox"/> なし
	その他特記事項	

(様式第4号：ボランティア登録簿)

No.	氏名	住所	連絡先		登録年月日	備考
			自宅電話			
1			自宅電話			
			携帯電話			
			FAX 番号			
			E-mail			
2			自宅電話			
			携帯電話			
			FAX 番号			
			E-mail			
3			自宅電話			
			携帯電話			
			FAX 番号			
			E-mail			
4			自宅電話			
			携帯電話			
			FAX 番号			
			E-mail			
5			自宅電話			
			携帯電話			
			FAX 番号			
			E-mail			

(様式第 5 号：ボランティア辞任届)

ボランティア辞任届

私こと _____ は、 _____ により動物の一時預かりボランティアを辞任したいので届出ます。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

住所

氏名

印

沿岸広域振興局保健福祉環境部宮古保健福祉環境センター所長 様